

会 議 録

会 議 の 名 称		平成２８年度 第１回豊中市市有施設有効活用委員会	
開 催 日 時		平成２８年（２０１６年）７月４日（月） １５時００分～１７時００分	
開 催 場 所		福祉会館 第３会議室	公開の可否 ☒ 可・不可・一部不可
事 務 局		資産活用部 施設活用課	傍 聴 者 数 ２人
公開しなかった理由			
出席者	委 員	○市有施設有効活用委員会委員５名 伊丹康二委員・佐野こずえ委員・新藤晴臣委員・深澤俊男委員・吉田寛子委員 （五十音順）	
	事 務 局	○資産活用部 福田部長・志水次長・藤家課長・池上主幹・牛尾補佐 大西係長・中川主査・芦田主事・橋爪主事	
	そ の 他		
議 題		１．委員の辞職と新委員の就任について ２．委員長の選出について ３．委員長職務代理者の指名について ４．特定施設候補の検討について ５．その他	
審議等の概要 (主な発言要旨)		別紙のとおり	

審議等の概要（主な発言要旨）

発言者	内容
< 1. 委員の辞職と新委員の就任について >	
事務局	（資料 1 に基づき説明）
委員	（委員就任にあたって） 豊中市に対する想いは強く持っている。お役にたてるよう努めたい。
< 2. 委員長の選出について >	
－	（豊中市市有施設有効活用委員会規則 第 5 条第 2 項の規定に基づき、委員の互選で伊丹康二委員を委員長に選出）
委員長	（委員長選出にあたって） 豊中市では改革創造会議の頃から携わっており，大学の研究でも公共施設の再編を取り上げて精力的に取り組んでいるところである。委員長としてリードしていくというよりは，各委員からの積極的な意見をもとに，とりまとめていきたいと考えている。ぜひ活発な議論をお願いしたい。
< 3. 委員長職務代理者の指名について >	
－	（豊中市市有施設有効活用委員会規則 第 5 条第 4 項の規定に基づき、委員長が新藤晴臣委員を委員長職務代理者に指名）
委員	（委員長職務代理者選出にあたって） 精一杯務めさせていただく。
< 4. 特定施設候補の検討について >	
事務局	（資料 2 ～ 4 に基づき説明）
委員長	本日の委員会では，まず「特定施設候補の選定フロー」の仮確定を行い，次に，集会機能をもつ施設についてどのような論点で議論を進めていけばよいかについて意見を出し合うこととする。
委員長	まず 1 点目の「特定施設候補の選定フロー」についてはどうか。特に追加意見は無いとのことであるが，今後の議論を進めていく中で，必要と思われる論点が出てくれば，随時資料 3－1 の裏面に示している項目に加えるという認識で進めていきたい。
委員長	次に特定施設候補として一次抽出された施設に関する論点整理を進めていく。まずは，集会機能をもった施設に関し，再編にあたっての論点があれば挙げていただきたい。

発言者	内容
委員	共同利用施設のように、特定の住民を対象とした施設である場合は、全市域の住民が利用可能な一般的な施設と比較して利用者が少なくなるのは当然である。一次抽出された施設を個別にみていく際に、対象区域に住んでいる人口が少ないかどうか等も、他施設との比較にあたって配慮が必要ではないか。
事務局	施設ごとに利用対象範囲の人口なども明らかになっている。そういった情報も整理していきたい。
委員	共同利用施設は利用者が少ないというデータが出ているが、そもそも施設のニーズが低いのか、或いは、利用対象者の限定方法が適当でないために利用者が少ないのか、という点は検討が必要である。
委員長	施設によっては利用圏域が狭く、結果として利用者数が少ない施設もあるはずである。そういった施設について、単純に利用者数が少ないからニーズが無いとは言い切れないということも考慮する必要がある。
委員	そもそも利用率の拡大等を検討するにあたって、利用者の対象区域が限定されていること自体が合理的なのかということについても議論が必要ではないか。
委員長	共同利用施設について、補助対象となる対象エリアが狭くなったとのことであるが、補助対象区域から外れた施設の用途や位置を変更することはできるのか。
事務局	国からの補助金交付は施設設立当初の建設費のみであり、維持管理については市が負担している。用途変更や統廃合については、現在の補助対象区域の中であるか、外であるかにかかわらず可能であるといえる。
委員長	今後施設再編の検討を行うにあたっての自由度は比較的高いが、同時に、現在も補助対象区域の中にある施設については、引き続き騒音対策としての役割を担っているという部分についても一定の配慮が必要と思われる。
委員	共同利用施設のほとんどがハード及びソフト、主にソフト面で課題がある。データ上は、騒音対策で建てられたものの稼働率があがっておらず、そもそも過剰供給になっているということも推察される。
委員	必ず残しておかないといけない施設があるのか、全施設が再編の対象になるのか、前提を明らかにしたうえでの議論が必要である。

発言者	内容
委員長	資料４－２の地図では、小学校区を示しているが、これは、小学校区が１つのコミュニティの単位として妥当ではないかという意見が出たことを踏まえたものである。では、小学校区に必要最低限として集会施設が１つあればいいのか、ということを考えていかねばならない。同じ校区でも、鉄道や高速道路、河川によって行動圏が分断されているケースも想定され、そういった地域では、施設を安易に削減することはできないといった視点も必要である。
委員	地区会館は、住込み管理人や自治会役員など、特定の人が管理を行っている。利用者の思い・視点とともに、管理する人たちの思い・視点も把握する必要があるのではないか。これからも積極的に施設を維持していきたいのか、或いは、無理のある状況があるのか、そういった意見も積極的に把握する必要がある。
委員長	全ての施設について、管理者が積極的にやっていきたいと思っているわけではないと思われる。最近は光熱水費が高く、自治会費ではまかなえないという意見も聞いたことがある。
事務局	管理に苦慮しているケースもあると聞いている。次の世代の管理者を見つけていくことが難しくなっている。 施設設立当初の建設費を出すことはできたが、時が経つにつれて運営・維持管理が厳しくなっているようである。担当課を通して管理者の意見を聴く必要性を感じている。
委員	資料３－１で示している論点の一つとして、管理状況という視点も含めていく必要があると思われる。
委員長	集会施設の鍵の管理について、集会施設の近くの小さな商店で鍵を管理していたが、商店が閉店することになり、鍵の管理が問題になったという話もある。
委員	住んでいる地域の回覧板で、共同利用施設の管理人を募集する内容が回ってくることもあった。住込み管理人の高齢化も問題になっており、次の担い手について難しい状況も生じている。
委員長	例えば図書館などある程度規模の大きな施設であれば、管理者の事情や思いは論点としてあがってこないが、集会機能を有する施設では、重要な論点になる。
委員	管理者の考え方や状況といった軸と、施設として必要性が高いかをどうかという軸があり、双方のバランスが問題になると思われる。施設として必要性が高いが、管理者がもう管理をできない等、この２つの視点で考えた際、双方のバランスが悪くなっている施設を今後どうしていくのが課題となる。 また、そもそも「住込み」という管理形態に持続可能性があるのかどうかという点も、今後の検討が必要ではないか。

発言者	内容
委員	住込みでの管理体制は、災害対応にもなっていると聞いている。長期不在にできない等の条件から、なり手が不足するのもうなずける。
委員長	夜中に火災があった場合などに緊急的に避難することができる、何かしら窓口対応ができる、という点で24時間誰かがいる管理体制にはメリットもあるが、例えば他の施設で対応できないのか、或いは、そもそもそういった機能が必要であるかどうかという視点での再考が必要である。 機能としての必要性を議論せずに、担い手がいないから管理体制を変更するという議論は危うい。
事務局	管理人が24時間常駐しているというのは共同利用施設特有の管理形態である。今でこそ21時以降に飛行機は飛ばなくなったが、かつては23時ころまで飛行機が飛んでいた。当時は、騒音もあり、冷房機器も整っていない中で、住民が共同利用施設に来て、和室で横になったり、学習室で勉強したりしていた。23時まで利用可能な施設ということを前提とした結果、住込みという管理形式が採用されたのが、当初の経過である。現在もその名残としてそのような管理形態となっている施設があるが、今となっては管理人が24時間常駐ではなくなっている共同利用施設もある。今日の利用方法を踏まえると、24時間常駐ということは必須条件ではなくなってきている。
委員長	阪神・淡路大震災では、多くの人が自分の住む小学校区内に避難したということが分かっている。避難施設は住民にとって馴染みのある場所である小学校区内で複数確保する必要がある。小学校と少なくとももう1箇所避難できる場所があれば、小学校が避難所として機能不全に陥るような状況でも対応できうる。
委員長	共同利用施設には畳の部屋がある。集会施設の日常利用では、高齢者にとって正座が辛いということもあり畳よりもフローリングやタイルが好まれる傾向があるが、避難所として考えると畳の部屋があるということもメリットになり得る。避難所としての部屋のしつらえになっていることも必要である。
委員	子育て世代の意見として、乳幼児がいる場合、おむつ替えや寝かせやすいという点で、畳の部屋が好まれるという傾向もあり、利用者層によってもニーズが異なっているようである。
委員	キッチンがあるなど、各施設がどういう設備を持っているのかという情報も重要である。

発言者	内容
委員	避難所という要素は重要であるが、一方で、建物が老朽化しており、避難所としてあるべき姿ではないといったケースもある。災害の規模にもよるが、避難所として備えるべきはどの程度の量なのか、という議論が必要ではないか。避難所として必要なしつらえや総量について整理したうえで、こういった施設の再編を進めていく必要があるのではないか。
委員	資料４－１の、これまでに出了れた論点として、施設のスペックと利用者ニーズがマッチしていないというのは、どういった状況を想定しているのか。
事務局	部屋の広さが足りない、防音設備や音響設備、活動内容によって条件が備わっていない等を想定している。
委員長	和室が２階にあるのにエレベーターがない、といったバリアフリー情報も考えられる。高齢者はとくに１階にどういった部屋、トイレがあるかで場所を選んでいるケースがあると思う。
委員長	複合化している集会施設はあるのか。
事務局	保育所と地区会館の複合施設、保育所と共同利用施設の複合施設は存在する。
委員長	複合化、多機能化されている施設については単体で評価するのではなく、複合化しているメリットも評価すべきではないか。
事務局	今現在ある施設は物理的には複合化しているが運営上は別であることが多く、今日的にいわれる複合化のメリットが全ての施設において見られるというわけではない。
委員長	開かれたコミュニティ施設を目指すのであれば、複合化するメリットが出てくる。集会機能にクローズアップすると、貸室機能がメインであるが、コミュニティ機能という視点で見ると、施設がオープンになっており、行けば話し相手がいるといった、「居場所を提供する」という要素も必要になってくる。そのようなコミュニティ施設を目指すのであれば、複合施設のメリットを活かし、鍵の管理等もしてもらえれば、施設がよりオープンになっていくことが期待できる。 複合化している会館は違う論点でも評価していく必要がある。
委員	複合化は進めるべき。メンテナンスにかかる費用の削減につながり、コスト面のメリットはインパクトがある。
委員	図書館と幼稚園の複合施設の場合、読み聞かせで園児が図書館に訪れやすいというメリットがある。

発言者	内容
事務局	保育園，学校などそれぞれの運営に集中したいところと集会施設を複合化させて，その運営を任せることは難しいかもしれない。管理運営する事務方の人間が常駐している施設であれば複合化はありうる。例えば高齢者施設と集会施設の複合化などが考えられる。複合化したときに誰が管理を行うかが課題である。
委員	他の施設と複合化している集会機能をもった施設を地図上に表現することは可能か。
事務局	可能である。注釈をつける等対応する。
委員	1施設あたりのサイズの適切さを検討することも必要ではないか。例えば地方の施設で2階部分が全く使われていないなど，コスト意識が低いことが問題になっている。有事に備えて余剰部分を残しておくことは必要であるが，総量ではなく個々の建物についてそのサイズが本当に必要なのかということも検討が必要である。施設数という視点で見ても過剰供給の感があり，そもそも適切な量をはかるという目線で検討したほうがよい。
委員長	これまでは廃止，削減だけでなく統合や機能特化について考えてきたが，具体的な施設の分布を前提にしたものではなかったので，そういった論点提示にも踏み込んでいきたい。
委員	機能と建物を分けて考えるということを提案してきており，それを踏まえての今回の議論である。具体的な施設に関する議論は，今回の諮問ではじめて本格的に取り組んできているという状況もある。
委員長	歴史的な経緯からいくと，地区会館は地縁が強く住民の施設という意識が強いように思う。一方で，ある集会施設では，建替える前は利用者が減っていたが，建替え後は利用者が戻ってきたという話もある。利用者は使い勝手のいいところに流れる傾向があるので，歴史的に施設が必要な理由があったとしても，今日的にはその理由はあまり影響しないかもしれない。
委員	年齢層等といったような利用者の属性は把握しているのか。
事務局	今のところ細かなデータまでは把握していない。
委員	大まかでよいので，例えば管理している人に聞き取りをしてみる等状況を把握したほうがよい。何を目的にどういった人が来ているのかも把握したい。
委員	あまり施設を利用していない市民から見ると，管理人と顔なじみの人たちがいつも使っているイメージがある。同じ人ばかりが出入りしている施設には，新たな利用者は敷居が高く，更なる有効活用が必要，或いは，利用者の拡大が必要といった意識を持つ市民も多いはずである。

発言者	内容
委員	公共施設等総合管理計画策定にかかる市民アンケートが予定されており、「利用したいが利用できない理由」を問う設問がある。回答を分析すれば利用者を増やしていくための解決方法が導けるのではないか。
委員長	東日本大震災の被災地におけるコミュニティ施設の整備について調査する中で、住民発案で整備した施設と住民以外の第三者が発案して整備した施設とを比較した。地縁型のコミュニティは住民発案の施設を使う傾向があったが、一方で第三者が発案して整備した施設はオープンに運営されており、新しいコミュニティ形成に寄与する場となった。今ある集会施設の有効活用からは発展的な議論となるが、新しいコミュニティにいかに対応するかということも検討する必要がある。今豊中市にある集会施設は地縁型が多い。新しいコミュニティの場を創出する必要があるのであれば、そういった場をどのようにつくっていくのが重要である。
委員	豊中市は転勤で転居してくる人が多い。転勤族のよりどころ、居場所をつくることは市民ニーズに応えることにつながるのではないか。地縁型でない人々に居場所を提供するというアプローチも必要である。
委員	それらの意見も踏まえると、尚更、対象区域の住民を限定すること、利用者が限定されていることについて再度検討する必要がある。地縁でしぼったほうが密度の高い活動ができる場になるのか、テーマ性のあるコミュニティの場を提供していくほうがよいのか、双方の利害を踏まえ、利用度を高める検討が必要である。
委員長	運営の仕方を柔軟にして広く利用できる形にかえていけば良いのではないか。施設数を維持することは目的ではないが、建物としてしっかりしていて同じような施設が近くにあれば、それぞれにテーマを分けて運営にバリエーションを持たせるという方法もある。
委員	必ずしも顔見知りの多い施設が好まれるわけでは無く、敢えて少し離れた施設に行くという人もいる。コミュニティがしっかりできているところに集いたい人もいるが、一方で、それを避ける傾向にある人もいるようである。
委員長	ニーズがあるからといって全てを市有施設として残していけるわけではない。再編を通して適正な規模にすることや、運営を行政が担うべきかどうかという視点は押さえなければならない。この視点を欠くと、行政があらゆるニーズに対応せねばならなくなる。

発言者	内容
委員長	集会機能を有する施設を再編する際、周辺にこういった施設、例えば公園などがあるかということも考慮してはどうか。屋外で活動ができたり、避難所として利用する際も炊き出しができたりと、利便性が高まることも期待できる。
委員	共同利用施設は、現在は指定管理で運営しているのか。
事務局	地方自治法上の指定管理ではないが地元の管理運営委員会に管理を依頼している形をとっている。
委員	運営を民間に任せるということも積極的に取り組んでいってはどうか。今後の公共施設運営を考える上で重要な視点である。また、これまでに出了れた論点として、NPO に入ってもらおうというアイディアは様々なメリットがあると思われる。
委員長	NPO が管理に入るとその NPO のカラーが施設に出てしまつて、それ以外の利用がしにくくなる状況も考えられるので、その長所・短所を踏まえた検討をする必要がある。
委員	数を限定し、ある程度テーマ性を持った施設にするという方向性も考えられる。テーマを決めた方が、人が集まりやすいという側面もあるかもしれない。
委員長	本日の会議では、特定施設候補選定フローを仮確定するとともに、集会機能を有する施設に関する論点整理を行った。答申に向けてまとめていきたい。
< 5. その他 >	
事務局	次回委員会については別途日程調整をさせて頂く。11 月頃を予定。